（電子情報処理組織の使用）

第十二条　国土交通大臣（指定登録確認機関が登録等事務を行う場合にあつては、指定登録確認機関）は、次の各号に掲げる事項については、電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用して行わせるものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であり、かつ、電子情報処理組織を使用しないで次の各号に掲げる事項を行わせることができると認める場合は、この限りでない。

一　法第四十七条の五の規定による申請

二　法第四十七条の七第一項の規定による届出

三　法第四十七条の八第一項の規定による届出

四　法第四十七条の十第一項の規定による確認の求め（以下「確認の求め」という。）

（新設）

（限度超過車両の登録に係る車両の幅等の基準）

第十三条　法第四十七条の六第一項第一号に規定する国土交通省令で定める車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径に関する基準は、次のとおりとする。

一　幅　三・五メートル以下

二　重量　次に掲げる値以下

イ　フルトレーラ連結車及びダブルスにあつては百六十三・六トン

ロ　セミトレーラ連結車にあつては百四十三・六トン

ハ　イ及びロに規定する車両以外の車両にあつては百三十五・一トン

三　高さ　四・三メートル以下

四　長さ　次に掲げる値以下

イ　フルトレーラ連結車及びダブルスにあつては二十一メートル

ロ　セミトレーラ連結車にあつては二十メートル

ハ　イ及びロに規定する車両以外の車両にあつては十六メートル

五　最小回転半径　車両の最外側のわだちについて十二メートル以下

（新設）

（通行経路に係る記録の保存の方法の基準）

第十四条　法第四十七条の六第一項第二号に規定する国土交通省令で定める保存の方法の基準は、限度超過車両に搭載された第三条第二号の国土交通大臣が定める基準に適合するＥＴＣ二・〇車載器を用いて行われるものであることとする。

（新設）

（積載する貨物の重量に係る記録の保存の方法の基準）

第十五条　法第四十七条の六第一項第三号に規定する国土交通省令で定める保存の方法の基準は、積載する貨物の重量並びに当該貨物の積卸しの日時及び場所を明らかにできる書類（通行経路に係る記録と組み合わせてこれらを明らかにできる書類を含む。）を、法第四十七条の十第三項の回答の内容に従つて限度超過車両を通行させた日から一年間保存するものであることとする。

（新設）

（通行可能経路の有無の判定の方法）

第十六条　法第四十七条の十第三項の規定による判定は、法第四十七条の十三第一項に規定するデータベースが整備されている場合にあつては、当該データベースを用いて行うものとする。